

既設合併処理浄化槽の町への帰属について

京丹波町上下水道課【TEL0771-83-9105】

既設合併処理浄化槽帰属制度は、個人で設置された浄化槽の維持管理業務を町へ帰属することにより、町が設置した浄化槽と同じ扱いとして、町において保守点検等の維持管理を行うものです。町の管理開始後は、毎月、浄化槽使用料を負担いただきます。なお、維持管理に伴う電気代・水道料金は、使用者の負担となります。

1 対 象

- (1) 住宅に設置されている浄化槽であること（店舗の場合、店舗等の面積が総床面積の1/2未満である住宅）
 - (2) 使用者が、京丹波町に住所を有していること
 - (3) 対象浄化槽を1年以上、適正に管理していること（保守点検、水質検査実施等）
※浄化槽管理者が1年以上適正に管理していることを確認しますので、家族間であっても浄化槽管理者を変更した場合は、変更後の浄化槽管理者が1年間適正に浄化槽を管理したか否かについて審査を行います。
 - (4) 清掃完了後、6ヶ月以内であること
- ※ 分離柵（クリーン柵）が設置してあることが条件です
- ※ 対象外となる浄化槽は次のとおりです
- ・設置から10年を経過した浄化槽
 - ・設置された時期が確認できない浄化槽
 - ・過去に同一所有者または使用者により帰属返納のあった浄化槽

2 帰属の手続き

(1) 既設浄化槽帰属申請書

提出書類は次のとおりです。

- ① 既設浄化槽帰属申請書
 - ② 使用水等申告書
 - ③ 浄化槽法定検査（第7条又は第11条）結果通知書（直近1年以内のもの）
 - ④ 浄化槽保守点検記録表（直近1年分）
 - ⑤ 清掃完了報告書 または 清掃記録票（直近半年以内のもの）
- ※ ③、④、⑤は、コピーで可
- ※ 1年以内に法定検査を受けておられない方は、受検していただく必要があります。
指定検査機関へ申し込みをしてください。

指定検査機関： 社団法人 京都保健衛生協会 電話 075-681-1727
--

(2) 浄化槽の検査

帰属申請書を受理した後、訪問して浄化槽の状態などを確認する検査を実施します。
検査の結果、修繕等が必要な場合は、帰属を承認することはできません。使用者において修繕等をしていただき、再度検査を行います。

(3) 「既設浄化槽受納書」の送付

指定日から町の管理が開始されますので、これまで、保守点検及び清掃を契約されていた業者に解約を申し出てください。その際に、解約の証明書を受け取ってください。

(4) 書類の提出

- (1) 保守点検業務の解約証明書（写し可）
- (2) 使用水等申告書（未提出の方）
- (3) 浄化槽使用料の口座振替申込書（希望される方は金融機関へ提出）

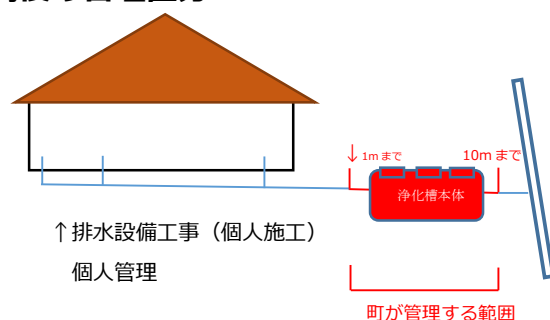
(5) 町管理の開始

指定日の属する月から使用料が発生します。請求は、翌月になります。

納付書の発送は、毎月 17 日前後で、納付期限は月末です。

口座振替の場合は、月末に振替されます。

3 帰属後の管理区分



分離桝（クリーン桝）



【費用負担区分一覧】

	管理に係る費用負担項目	京丹波町	使用者
1	浄化槽使用料（下水道使用料）		○
2	浄化槽保守点検	○	
3	浄化槽清掃	○	
4	法定検査（水質検査、1 1 条検査）	○	
5	消毒薬品代	○	
6	フロアの部品交換・修理に関すること	○	
7	フロアの電気代		○
8	浄化槽清掃等に使用する水道代		○
9	使用者の都合による浄化槽の移動、撤去に関する費用		○
10	使用者の責により必要となった浄化槽の修繕に関すること（蓋の割れなど）		○
11	耐用年数を経て交換が必要になったフロア本体の取替え	○	
12	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の撤去		○
13	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の設置		○
14	使用者の都合により長期にわたり使用しない場合の清掃（汚泥引抜）		○
15	浄化槽の使用を休止している期間に故障した場合の修理に関すること		○

4 帰属浄化槽の休止及び再開時等の手続きについて

(1) 休止時の諸注意

浄化槽の管理業務を町に帰属している浄化槽で、浄化槽を使用しない場合には休止届を提出してください。その際は、使用者の責任において、浄化槽内の清掃を行い、水を張った状態で保管を行ってください。なお、浄化槽をこの状態にして頂いた場合には、送風機を停止しても問題ありません。

(2) 浄化槽の使用再開時の諸注意

浄化槽の管理業務を町に帰属している浄化槽で使用を再開される場合、使用開始届（上・下水道使用変更申請書）を提出してください。またその際、町から浄化槽の検査を実施し浄化槽が正常に作動するか確認を行います。再開時の検査において、正常に浄化槽が管理できない状況にある場合は、帰属の返還を行います。なお、休止中における故障は使用者の責任において修理を行ってください。

(3) 浄化槽の使用者が変更になる場合(不動産の転売、相続など)の諸注意

浄化槽の管理業務を町に帰属している浄化槽で、使用者が変更になる場合は、新しい所有者の方の要件（町内在住等）により審査し、帰属の要件を欠く場合には、帰属の返還を行います。

また、これまで浄化槽の使用を休止し、再開を伴う使用者の変更においても、浄化槽検査を実施し、正常に作動しないと判断した場合には、帰属の返還を行います。

5 帰属浄化槽の返納について

帰属された浄化槽について次に該当する場合は、帰属決定を取り消し、返納いたします。また、返納された浄化槽については、再度、帰属申請を行うことはできません。

- ① 住宅等所有者又は使用者の故意又は過失により浄化槽の管理が著しく阻害される事象が確認され、かつ、住宅等所有者又は使用者が当該事象の解消について管理者の指導に従わない場合
- ② 浄化槽使用料の滞納が確認され、催告に応じない場合